

説明資料①

(保険契約の移転に係る規制の在り方)

平成 23 年 11 月 11 日
金融庁総務企画局企画課保険企画室

○保険契約の移転に係る規制の在り方

論点① 保険契約の移転の目的	
これまでの主なご意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none"> ○ 再編や機能分化による効率性の向上により、顧客ニーズに合致した商品やサービスの提供がこれまで以上に可能になり、また、企業価値が向上することによって、健全性の向上も期待できる。 ○ 損害率やコスト特性が違うものが分離されることによって、消費者に見えやすい形になることや代理店型に加えて通販型等の選択肢が増えるなどの意味において、消費者にとってプラスの面もあるのではないか。 ○ 企業経営の観点からは、事業再編による効率化という点でニーズはあると思うが、一方で、保険契約者にとってのニーズやメリットが必ずしも見えにくい。 ○ 健全な保険会社間で、再編の手段として保険契約の移転を行うことは保険契約者の想定外であり、そのような保険契約の移転が保険契約者の利益になるのか疑問。 ○ 保険契約の移転をより容易にするのであれば、移転の必要性や相当性について十分なチェックが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行法上、保険会社が事業再編を行うに際しては、合併や会社分割のほか、保険契約の移転も活用することが可能となっている。 <ul style="list-style-type: none"> ※合併や会社分割においても、事実上、保険契約の移転が行われる。 ○ しかしながら、保険契約の移転を行う場合には、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約」は包括して移転しなければならないとの規制（移転単位規制）があるため、その活用には一定の制約があるものとなっている。 ○ このように、保険契約の移転を限定的にしか認めない場合、保険契約の移転ができず、特定分野から撤退しようとしている保険会社に保険契約が残るケースも想定されるが、そのような対応が真に保険契約者の保護に資するとは言えず、むしろ、サービスの向上等が見込まれる保険契約の移転については、一定程度柔軟に認めた方が保険契約者にとって利益となると考えられる。 ○ 一方で、移転に伴い保険契約者の利便性がどのように確保されるのか、保険会社の変更は保険契約の重要な事項の変更であり慎重に対応すべき、との意見もあった。 ○ 以上のような点を踏まえれば、保険契約の移転単位規制を緩和するに際しては、当該移転が問題ないものであるか、保険契約の移転を行う目的やその効果について、保険契約者間の公平性や保険契約者の保護の観点から十分なチェックを行うことが必要と考えられる。

論点② 移転対象契約の合理的な切り分け

これまでの主なご意見	議論の整理
<p data-bbox="129 308 519 343">移転対象契約の合理的な選定</p> <ul data-bbox="129 379 1086 1029" style="list-style-type: none">○ 移転後も大数の法則が働くこと、契約者のメリットが確認できること等、契約者保護に係る懸念事項に対応できることを確認することが必要ではないか。○ 移転対象契約の合理的な切り分けについて具体的に列挙することは困難だが、必要性や相当性といったことを判断基準として活用することは可能ではないか。○ 移転単位の合理性については、第3者のチェックに委ね、当局は必要資本要件やソルベンシー・マージン比率を用いて、移転先会社の内部管理ができているかをチェックすることで対処すべきではないか。○ 効率性や契約者のメリットの面でシナジーが生まれることが前提であると思うが、シナジーが出るまで保険契約の移転を繰り返すことができるようになれば弊害が大きい。一方であまり詳細な基準を作成するのは使い勝手が悪いとも思う。 <p data-bbox="129 1066 461 1101">責任準備金の適切な算定</p> <ul data-bbox="129 1137 1086 1487" style="list-style-type: none">○ 本来は経済価値ベースの責任準備金を算出することが良いと思うが、それがアプローチとして確立していない現状においては、追加責任準備金や将来収支分析のアプローチも一定の妥当性があると考えられる。○ 責任準備金の算出の適切性は、移転元・移転先双方の保険計理人の確認により、その判断の独立性が強化されるのではないか。○ 移転対象契約の価値は必ずしも責任準備金の額ではないので、移転	<p data-bbox="1108 308 1877 343">移転対象契約の合理的な選定及び責任準備金の適切な算定</p> <ul data-bbox="1108 379 2065 1465" style="list-style-type: none">○ 保険契約の移転単位について、「責任準備金の算出の基礎が同一である」ことに限らない場合には、移転対象とする保険契約の選定の合理性や移転対象契約に係る責任準備金の算定の適切性がより求められることとなる。○ 移転対象契約の選定の合理性については、移転後も大数の法則が働くこと、契約者のメリットが確認できること等契約者保護に欠けることがないか確認することや必要性、相当性を判断基準として用いることが考えられるとの意見があった。○ 責任準備金の適切な算定については、経済価値ベースでの責任準備金の算出に向けた検討が現在行われており、それが確定した段階では経済価値ベースに基づき算出すべきとの意見とともに、経済価値ベースの責任準備金の評価方法がアプローチとして確立していない現状においては、追加責任準備金や将来収支分析のアプローチも一定の妥当性があるという意見もあった。加えて、適切性を担保するために移転元・移転先双方の保険計理人の確認により、その判断の独立性を確保すべきとの意見もあった。○ 以上を踏まえれば、移転対象契約の選定基準が合理的であり、かつ対象範囲が明確になっているかチェックを行うとともに、異議申立手続き等において、保険契約者への影響についても十分な説明がなされることが必要と考えられる。○ 移転対象契約に係る責任準備金の適切性については、将来収支分析等を活用した算定が行われることが必要と考えられるが、それに加え、第

対象となる責任準備金の算定ルールを事細かに決める必要はないのではないか。

- 現在検討が行われている経済価値ベースの評価手法が確立した後に検討すべき。

剰余の分配

- 相互会社については、自己資本の部分についても分けることが必要ではないか。
- 相互会社の株式会社化の事例において、内部留保を寄与度に応じて個々の契約者に株式又は現金で配分するという方法がとられており、相互会社で寄与度を計算する方法は一定程度確立されていると考える。
- 相互会社を株式会社化する際と同様、相互会社の契約を株式会社に移転する場合には、社員権の補償と同じような仕組みを講じる必要があるのではないか。
- 過去に契約者であった者の寄与した部分についても、考慮が必要と考える。
- 株式会社で消滅時配当を行う商品の設計が制限されているわけではないため、移転元会社で生じた剰余のすべてが移転元会社に帰属するとは必ずしも言えないのではないか。
- 剰余金の分配については、支払余力とも関係するため、支払余力への影響も勘案しながら剰余金の移転額を決定していくことが必要ではないか。
- 将来の配当についてまで、保護することは適当でないが、一方で配当方針があまりに異なる会社に移転させられるのも契約者保護上問題があると考えられるため、そうした点を当局がチェックする

三者のチェックにより、その適切性を担保することが考えられる。

剰余の分配

- 有配当契約を移転対象とする場合、配当準備金等として個々の保険契約者に割当済みのものについては移転されるが、それ以外の剰余についてどのように取り扱うかが問題となる。
- 移転元会社が株式会社の場合については、割当済みのもの以外の剰余については、基本的には移転元の株式会社に帰属するものと考えられる。ただし、消滅時配当を行う商品の設計も制度上は規制されていないことから、剰余についてすべて移転元会社に残すのは適当ではないのではないかと意見があった。
- 移転元会社が相互会社の場合については、保険契約から発生した剰余については、基本的にはすべて社員（契約者）に帰属するものと考えられる。
- したがって、移転元会社が相互会社の場合における移転対象契約から過去に発生した剰余については、その寄与度に応じて移転対象契約者に帰属させることが適当と考えられる。また、既に消滅している契約から発生した剰余についても、移転に際し、現在の社員間で適切に按分されることが必要と考えられる。
- また、将来の配当のうち、合理的に期待される部分（責任準備金が保守的に設定されていることから生じうる剰余）については、移転先会社において、移転対象契約に対応する責任準備金が適切に積み立てられることにより、対応できると考えられる。

ことも考えられるのではないか。

○ なお、剰余の分配については、専門的・技術的な問題でもあるため、上記の基本的考え方に基づき、保険契約者間の公平の観点から、今後、当局と関係者の間で実務的な検討を行っていくことが望ましいと考えられる。

論点③ 異議申立手続きの在り方

これまでの主なご意見	議論の整理
<p data-bbox="123 295 875 335">異議申立手続き時に与えられる情報及び情報提供の方法</p> <ul data-bbox="123 367 1099 1420" style="list-style-type: none">○ 公告だけを見て異議を述べ、異議を述べた者が5分の1を超えなければ保険契約が移転されるという現行制度は、破綻時はともかく平時においては契約者の保護としては不十分ではないか。○ 保険契約の移転において、契約者が不利益を被るとすれば、情報のギャップが原因と考えられるため、その点について手当てすればよいのではないか。○ 異議申立手続きの際に契約者に十分な判断材料を提供すべき。具体的には、移転対象契約の選定基準やサービスへの影響、財務諸表の主要な指標、ソルベンシー・マージン比率の情報等を個々の契約者に通知することとすべきではないか。○ 移転対象契約に係る保険契約者に対して事前の通知を行うことは、会社法の会社分割における債権者異議手続きの個別催告のようなものであり、意味があることだと思う。○ 異議申立手続き時における個別通知については、極めて丁寧にする必要があると考えており、対応は可能である。○ 異議申立手続き時における個別通知は可能だとは思いますが、膨大なコストとエネルギーはかかる。○ 破綻や撤退の場合については、簡易な手続きを認めておく余地があるのではないか。	<p data-bbox="1099 295 1852 335">異議申立手続き時に与えられる情報及び情報提供の方法</p> <ul data-bbox="1099 367 2072 1276" style="list-style-type: none">○ 現行の異議申立手続きは、公告により、移転契約の要旨、移転元会社及び移転先会社の貸借対照表等が開示されることとなっている。○ 仮に移転単位規制を見直し、平時において保険契約の移転制度が活用されることを前提とするのであれば、保険契約者に対し、移転の是非を判断するための十分な情報を提供すべきである。○ 情報提供の方法については、公告ではなく、保険契約者に対し個別に通知をすべきとの意見が多数あり、現実にも対応可能であるとの意見がある一方で、対応可能ではあるが、膨大なコストはかかるとの意見もあった。○ 以上を踏まえれば、異議申立手続きの際の情報提供の内容については、保険契約者が保険契約の移転の是非を判断することに資する情報（サービスへの影響、ソルベンシー・マージン比率等）を追加することが適当と考えられる。○ また、情報提供の方法についても、公告ではなく、保険契約者に対する個別の通知を基本とすべきである。ただし、迅速な対応が求められる破綻時においては、これまでと同様公告のみで対応することとしても差し支えないものと考えられる。

異議を述べた保険契約者への対応

- 移転元会社に異議を述べた者の保険契約を残し、移転先会社が再保険の引き受けをした場合、移転先会社が最終的に債務を履行できなくなっても、移転元会社が履行することができるため、移転先会社の方が支払余力が低い場合においては、異議を述べた者への対応として考えられると思う。
- 異議を述べた者の保険契約を移転元会社に残し、移転先会社が再保険を引き受ける案は妥当と考えるが、その場合には、移転先会社に対して当該契約に係る事務の委託を認める等の手当も併せて必要と考える。
- 個人の契約について、個別に再保険をかけたり、事務を委託するのは、スキームとしては複雑で、実務として機能するか疑問である。
- 再保険や連帯保証については、そのコストを誰が払うのかを考えれば、理屈として難しいのではないか。
- 異議を述べた者の保険契約のみ移転元会社に残すというのは現実的ではない。むしろ、5分の1超となっている異議の成立要件を緩和する等の対応の方が望ましいと考える。
- 意思に反して移転先会社に保険契約を移転される場合には、何らかのインセンティブが必要。一方で、解約控除なしでの解約を認めるという案については、公平性や再加入困難性等の問題があると考え。
- 異議を述べた者が解約する場合には、不利益が生じないような措置を講じることも選択肢として必要と考える。

異議を述べた保険契約者への対応

- 保険契約の移転制度においては、異議が一定数以下の場合には、異議を述べた者の保険契約も移転される仕組みとなっている。このため、保険契約の移転をより柔軟に認める場合には、異議を述べた者の保険契約の取扱いについても、現行制度で適当か検討する必要があると考えられる。
- この点に関し、異議を述べた者の保険契約については移転元会社に残した上で、移転先会社が再保険を引き受けることが考えられるとの意見があった。
- これに対しては、移転元会社に残る場合には、保険契約の維持管理を引き続き行う必要があること等から実務上機能するか疑問であるといった意見や異議を述べた者の保険契約については移転元会社に残すのではなく、異議の成立要件を緩和することで対応すべきとの意見があった。
- また、保険契約者の意思に反して移転される場合には、何らかのインセンティブが必要であるが、解約控除なしでの解約を認めるという案については、保険契約者間の公平性や再加入困難性をどう考えるか課題があるとの意見がある一方で、そうした措置も選択肢の一つであるとの意見もあった。

【対応案】

- 上記の整理を踏まえれば、異議を述べた者の保険契約については、「現行制度を前提に、移転先会社に移転させる」か「移転対象から除外し、移転元会社に残す」かのいずれかの対応が考えられる。
 - しかしながら、異議を述べた者の保険契約について移転対象から除外し、移転元会社に残す案については、以下のような問題点がある。
 - ✓ 事実上、個別同意による移転と変わらないこととなり、保険契約の移転の趣旨にそぐわない。
 - ✓ 移転元会社は、引き続き残存する契約の履行義務を負うとともに、当該契約の維持管理を行うことが必要となるため、相当のコストが見込まれる。
 - ✓ 上記のコスト負担を軽減するため、契約の履行義務は移転先会社に再保険という形でリスクを移転させ、維持管理の事務も移転先会社に委託するといった対応が考えられるが、帳簿上は依然として移転元会社に契約は残るため、上記のデメリットが完全に解消されるわけではない。また、この場合、移転元会社に残される契約者も事実上移転先会社によるサービスを受けることになり、必ずしも保険契約者の意に沿った対応とは言えない。
 - したがって、現行制度を前提としつつ、異議を述べた保険契約者の保護をより充実させる方向で見直しを行うことが考えられる。その場合には、以下のような対応が考えられるのではないかと。
 - ◇異議の成立要件（現行は5分の1）を緩和する。
 - 異議を成立しやすくすることで、保険契約者にとって利益になる保険契約の移転を保険会社が計画するインセンティブとなるとも考えられる。
 - ◇認可申請にあたり、異議を述べた者の数及び異議の主な理由を提出させ、それを踏まえ必要な場合には、移転計画の変更を求める等の対応をとる。
 - 異議を述べた者の理由によっては、移転計画の修正等の対応も行うことで、異議を述べた者の意思をより反映した移転計画となる。
 - ◇解約控除なしでの解約を認める。
 - 契約の継続を望む保険契約者にとっては、十分な対応とはならない。一方で、移転先会社以外への乗り換えを希望する保険契約者（例えば、契約間もない契約者）にとっては、解約控除を行わないことで一定の保護が図られると考えられる。
- ※解約控除なしでの解約が多い場合には、当該保険契約集団の収支に影響を及ぼす可能性に留意する必要がある。ただし、解約控除なしでの解約ができる者を異議を述べた者に限定した場合には、当該対象者の割合は異議成立要件以下となるため、影響は限定される。

論点④ 移転元会社と移転先会社の支払余力・サービス水準等の差異

これまでの主なご意見	議論の整理
<p>支払余力の差異</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ソルベンシー・マージン比率については、200%あれば十分と考える。 ○ 本人の意思に反して移転させられる特殊な状況であることを考えれば、ソルベンシー・マージン比率が200%あれば十分とは言えないのではないか。 ○ ソルベンシー・マージン比率を加入の際の判断要素としている契約者もいると考えられることから、200%を超えていけばいいというのは、移転させられる保険契約者の中には納得できない人も出てくるのではないか。 ○ ソルベンシー・マージン比率が移転によって低下することを認めないこととすれば、移転元会社の財務体質が低下している状態で、売れる契約を切り売りするといったことの抑止になるのではないか。 ○ ソルベンシー・マージン比率が低下する場合には移転を認めないことについては、程度問題であり慎重に考えるべき。 ○ ソルベンシー・マージン比率に表れないような経営の健全性もあることから、あくまでも指標の一つとして考えるべき。 	<p>支払余力の差異</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移転後の両保険会社の支払余力については、ソルベンシー・マージン比率が200%を超えていけばよいとする意見がある一方、ソルベンシー・マージン比率には表れないような経営の健全性もあることから、あくまで参考指標の一つとすべきとの意見もあった。 ○ ソルベンシー・マージン比率については、現行制度上は200%を超えていけば、支払能力の充実が適当とされており、移転後の両保険会社の支払余力についても、200%を超えていることが前提となる。 ○ ただし、ソルベンシー・マージン比率は、保有契約のリスク特性や保険会社の資産運用の方法によって変化しうるものであり、単純に数値の高低を比較することには馴染まないことから、一律の基準を設定することは適当でないと考えられる。 ○ 一方、保険契約者が保険会社を選択する際に、ソルベンシー・マージン比率が活用されている場合があり得ることも踏まえれば、ソルベンシー・マージン比率の変化の程度についても、移転の可否を判断する際の重要な判断要素とすることが適当ではないか。

サービス水準の差異

- 認可の際に、サービスが大きく変わることがないかを確認することが考えられるのではないか。
- サービス水準については、イギリスやアメリカでは、裁判所や当局の承認の中で考慮されており、我が国においても認可の中で対応することが適切と考える。
- 異議申立手続きにおいて、サービスへの影響について、保険会社に説明義務を課すことが妥当と考える。

サービス水準の差異

- 移転先会社に保険契約が移転されることによって、サービスの水準が変更される可能性があるが、その場合でも、重要なサービスの水準は低下しないようにすることが必要と考えられる。
- したがって、移転に際しては、移転後において適切なサービスが提供できる態勢になっているかについてチェックを行うことが適切と考えられる。
- 加えて、異議申立手続きの際に、保険契約者に対して当該移転によるサービスへの影響の内容について説明義務を課すことが適切と考えられる。